

「公告 令和 9 年度電力調達に関する入札参加意思の確認について」及び「公告 令和 9 年度都市ガス調達に関する入札参加意思の確認について」に関する想定質問及び回答

(総論)

Q 1 なぜこのような公告をすることとしたのですか。

A 1 公告内の「趣旨」のとおりです。

Q 2 本件申出がない場合は、入札が行われなかったということですか。

A 2 申出がない場合は、入札を行うことは基本的にありません。ただし、電力又は都市ガス供給の市況が現在より相当良好となるなどの事情が生じた場合は、申出の有無に関わらず入札を実施することがあります。

Q 3 本件申出があり、入札を実施することとなった場合は、いつごろの公告となる想定ですか。

A 3 入札公告を事前にお知らせすることは出来かねますが、令和 7 年は電力調達については 1 0 月ごろから、都市ガス調達については 1 2 月ごろから公告しています。

Q 4 他の者の申出等により、入札が実施されることとなった場合、本件申出をしていなくても実施される入札に参加することは可能ですか。

A 4 入札を実施する場合の参加資格に、本件申出の有無は要件としません。そのため、実施される入札の参加資格を満たす場合は、参加が可能です。

(申出要件)

Q 5 「3 申出要件」の「本件調達が競争入札実施となった際、本件競争入札において電力供給等要件を満たし、かつ、有効な入札を行う意思を有していること。」とは、必ず応札しなければならないということですか。

A 5 基本的にそのとおりです。ただし、電力又は都市ガス供給の市況が参加意思確認申出の日と入札公告の日を比較し、一般的に想定される以上に悪化した場合は、この限りではありません。

Q 6 「一般的に想定される以上に悪化」とは具体的に示すことはできますか。

A 6 具体的に示すことは困難と考えますが、参加意思確認申出の日における特定の供給者の標準的な料金メニューの価格が、入札公告の日までに、参加意思確認申出の日における最終保障供給の価格を上回る程度（概ね 2 割程度上昇）と考えています。

Q 7 申出し申出要件を満たすとされ、本件調達が競争入札実施となった際、本件競争入札に参加しなかったとした場合、何らかのペナルティはありますか。

A 7 ありません。ただし、公告の趣旨及び Q 5 A 5 を踏まえた上で、申出をお願いします。

Q 8 電力供給等要件に「履行期間の全期間にわたり、入札公告日における関西電力株式会社の標準的な電気料金メニュー（高圧）又は、低圧の料金メニューと同等以上（国等における電気料金の負担軽減策が講じられている場合は、これを含まないで同価又は安価。）で供給できるこ

と。」とありますが、履行期間中、当該電気料金メニューの価格に増減があった場合は、それを反映するということですか。また、国等における電気料金の負担軽減策が講じられた場合はどうなりますか。

A 8 入札公告日における関西電力株式会社の標準的な電気料金メニューと同等以上（同価又は安価）の単価（固定）による契約となるため、当該電気料金メニューの価格に増減があった場合でも反映をする必要はありません。ただし、国等における負担軽減策が講じられ、本契約が適用対象となる場合は、当該負担軽減措置を講じた料金のご請求をいただくことになります。

なお、この回答は現時点で想定している要件であることから、本件調達で競争入札実施となった際の公告等で示すものと異なる可能性があります。

なお、都市ガス調達に係る都市ガス供給等要件についても同様の取扱いを想定しています。

（その他）

Q 9 この公告は、今後も実施されるのですか。

A 9 今後の電力の供給環境に応じて実施を判断することとなります。